

## 十日町市監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和7年12月15日

十日町市監査委員 高橋 昇男  
十日町市監査委員 根津 年夫

### 令和7年度第1回定期監査結果報告

#### 1 基準に準拠している旨

監査委員は、十日町市監査基準に準拠して監査を行った。

#### 2 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

#### 3 監査の対象

##### (1) 対象部署

学校教育課、生涯学習課、スポーツ振興課

##### (2) 対象事務

令和7年度の財務等に関する事務

#### 4 監査の着眼点

財務等に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に執行されているかを基本とし、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼とした。

#### 5 監査の主な実施内容

関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

## 6 監査の実施場所及び日程

### (1) 実施場所

監査委員事務局及び第2委員会室

### (2) 実施日程

令和7年9月29日から令和7年11月26日まで

## 7 監査の結果

監査の対象となった事務は、おおむね適正に行われていた。

なお、軽微な事項については、口頭で改善又は検討を要望したため記述を省略し、次の内容を各所属への意見とする。

### (1) 学校教育課

#### ① 指定事業

「学校給食用米飯運搬委託」

#### ② 意見

- ・随意契約理由及び契約単価の算出根拠を明確にしていただきたい。
- ・児童、生徒が温かい米飯を食べられるよう、現状を検証し、それに基づく委託業者の努力や運搬方法の検討、行政の補助などによる状況の改善を期待する。

### (2) 生涯学習課

#### ① 指定事業

「中条公民館 2F 会議室空調設備更新工事」

「中条公民館 1F 大集会室・3F 会議室空調設備更新工事」

#### ② 意見

- ・公民館利用のみならず、避難所や暑熱避難施設（クーリングシェルター）としての役割がある施設であるので、優先順位をつけ計画的に更新が図されることを期待する。

### (3) スポーツ振興課

#### ① 指定事業

「ミッション型地域おこし協力隊を活用したスポーツ振興業務委託」

#### ② 意見

- ・委託業者からは業務内容に沿った実績報告をさせ、ミッション型地域おこし協力隊としての活動成果の検証を徹底していただきたい。